

2026 年 7 月 17 日

2026 年 9 月 14 日 ムラキ回答

ムラキ株式会社

代表取締役社長 柳田 任俊 様

ムラキ株式会社 独立委員会

委員長 湊 信 明

委 員 川 口 幸 信

委 員 立 山 純 子

質 問 書

当社独立委員会（以下「当委員会」といいます。）は、当社取締役会から諮問を受け、株式会社イクヨ（以下「イクヨ社」といいます。）及び Blue Goats Capital 株式会社（以下「BGC 社」といいます。）によって、当社が 2025 年 4 月 25 日開催の当社取締役会においてその導入を決議し、同年 6 月 20 日開催の当社第 67 回定時株主総会で承認された「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）」に定める「当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者と当該他の保有者の株券等保有割合の合計が 20%以上になるような場合に限りま

す。）であると合理的に判断される行為」が行われていると認定することの是非について検討しておりますが（以下、かかる検討を「本検討」といいます。）、本検討の参考とするため、下記の事項についてご回答いただきますようお願い申し上げます。本検討を速やかに進めるため、2026 年 7 月 28 日までにご回答ください。

なお、当委員会は本検討を継続しており、今後、追加のご質問が生じる可能性があり、又はご回答いただいた内容に対して更にご質問をさせていただく可能性がある点についてあらかじめご了承ください。

記

1. 当社に関する情報

- (1) 以下の各資料をご開示ください。

回答：

別途お送りした Zip ファイルをご確認ください。対応するファイル名は、各項目へ

の回答をご参照ください。

- ① 2025 年 3 月 31 日作成の株主名簿

回答：

「1.(1)①_CRBTP005_全株主一覧表_0410_20250407043207.pdf」をご参照ください。

- ② 2026 年 3 月 31 日作成の株主名簿

回答：

「1.(1)②_CRBTP005_全株主一覧表_0410_20260407034646.pdf」をご参照ください。

- ③ 直近の株主名簿（もしあれば）

回答：

「1.(1)③_CRBTP005_全株主一覧表_0410_20260820053950.pdf」をご参照ください。

- ④ 当社第 68 回定時株主総会の議事録及び総会検査役の報告書（いずれも添付資料を含む。）

回答：

当社第 68 回定時株主総会の議事録については、「1.(1)④-1_第 68 回 定時株主総会 議事録_押印有.pdf」をご参照ください。総会検査役の報告書については、「1.(1)④-2_検査役調査結果報告書_20260821」をご参照ください。

- ⑤ 当社がイクヨ社及び BGC 社に対して送付した「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）及び金融商品取引法上の大量保有報告規制の遵守状況についてのご質問」と題する書簡の送付版（ドラフトは共有いただいておりますので念のため送付版をご共有ください。以下、当社の書簡について同じ。）

回答：

「1.(1)⑤ -1_当 社 株 式 の 大 量 買 付 行 為 へ の 対 応 方 針 _ご 質 問 _BlueGoats_20260520」及び「1.(1)⑤-2_当社株式の大量買付行為への対応方針_ご質問_イクヨ_20260520」をご参照ください。

- ⑥ 当社が BGC 社に対して送付した「貴職による 2026 年 5 月 24 日付「通知書」について」と題する書簡の送付版

回答：

「1.(1)⑥_(受取人宛正本)5 月 24 日付通知書への回答書面(B 社)」をご参照ください。

- ⑦ 当社が BGC 社に対して送付した「貴職による 2026 年 6 月 16 日付「通知書」について」と題する書簡の送付版

回答：

「1.(1)⑦_(受取人宛正本)6月16日付通知書への回答書面(B社).pdf」をご参照ください。

- (2) 当社第68回定時株主総会におけるイクヨ社、BGC社、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]その他これらの者の関係株主の出席の状況（法人株主の場合は実際に出席した者の氏名を含みます。）、発言の有無及び内容、会社提案及びBGC社の修正動議に対する議決権行使の内容（事前の議決権行使の内容を含みます。）について把握されている範囲でご教示ください。また、当社第68回定時株主総会において、委任状による議決権行使を行った株主がいれば、当該株主の氏名又は名称、受任者の氏名又は名称、議決権行使の内容についてご教示ください。なお、総会検査役報告書に記載があればそちらで代替させていただきます。

回答：

当社第68回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における上記各株主その他これらの者の関係株主の出席状況及び議決権行使の状況は以下のとおりです。なお、本定時株主総会における全株主の議決権行使状況を示す書類として、「1.(2)_68期株主総会議決権行使状況.xlsx」を送付いたしますので、ご参照ください。

- ・ イクヨ社：
 - イクヨ社は、本定時株主総会を欠席しております。
 - イクヨ社は、2026年6月12日付「御通知」と題する書面で、当社が提案した議案に賛同する旨を表明しておりますが、本定時株主総会当日は議決権行使及び書面による議決権行使をいずれもしておりません。
 - なお、当社は、2026年6月17日にイクヨ社から議決権行使書を受領しております。しかし、本定時株主総会に係る招集通知に記載のとおり、当社は、議決権行使書の提出期限を2026年6月16日（火）午後6時までとしておりましたので、イクヨ社から受領した議決権行使書を無効として取り扱っております。
- ・ BGC社
 - 弁護士法人クレア法律事務所中野弁護士が、本定時株主総会当日、BGC社の代理人として出席しました。
 - 当社株主のうち、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]は、本定時株主総会における議決権行使につき、BGC社に対して委任状を提出しております。
- ・ [REDACTED]
 - 本定時株主総会当日、[REDACTED]が、[REDACTED]の職務代行通知書を持参して出席しましたが、議案の採決前に退場したため、議決権の行使はしていません。

- 当社株主のうち、[REDACTED]、[REDACTED] は、いずれも 2026 年 6 月 16 日付の委任状により [REDACTED] に対して委任を行っており、さらに、上記のとおり [REDACTED] が [REDACTED] を職務代行者として指名していたことから、実質的には、[REDACTED] 及び [REDACTED] から [REDACTED] を経て [REDACTED] に至る委任の流れが形成されていたものと認識しております。
- 当社株主のうち、[REDACTED] に関しては、本定時株主総会当日、[REDACTED] が、第 68 回定時株主総会当日、2026 年 6 月 17 日付の [REDACTED] の議決権行使書を持参していたものの、[REDACTED] から [REDACTED] 等に対する委任を証する委任状を持参しておりませんでした。そのため、当社は、[REDACTED] から [REDACTED] に対する委任を無効なものとして取り扱いました。

各株主の定時株主総会当日における発言の有無及び内容、会社提案及び BGC 社の修正動議に対する議決権行使の内容につきましては、総会検査役報告書及びその添付書類をご参照ください。

2. イクヨ社とのやり取りについて

- (1) イクヨ社の「資本参加に関するご提案」と題する書簡及び 2026 年 4 月 21 日付公表文によれば、イクヨ社は、①2026 年 1 月に EV・レンタカー事業の深化と、水素社会に向けた将来構想を含む事業提携を提案し、②同年 3 月には当社との間で SS 市場の縮小、既存事業の成熟、資本市場評価、成長戦略の必要性を議論し、また、③当社のレンタカー拠点及びガソリンスタンドネットワークの活用を視野に入れた視察と打ち合わせを実施したとのことですが、①～③について、その事実の有無、これらがある場合には、その日時、やり取りの内容についてご教示ください（②と③が同一機会であればその点も併せてご教示ください。）。

回答：

まず、上記①については、イクヨ社から当該提案がなされたことは事実です。当該提案についての面談が実施された日は、2026 年 1 月 27 日、同年 2 月 4 日及び同月 17 日です。各面談におけるやり取りの内容については、「2.(1)①-1_◎20260127 イクヨ面談議事録.docx」、「2.(1)①-2_◎20260204 イクヨ面談議事録.docx」及び「2.(1)①-3_◎20260217 イクヨ面談議事録.docx」をご参照ください。

次に、上記②については、イクヨ社との間で当該議論が行われたことは事実です。当該議論がなされた面談が実施された日は、2026 年 3 月 4 日及び同月 23 日です。各面談におけるやり取りの内容については、「2.(1)②-1_◎20260304 イクヨ面談議事録.docx」及び「2.(1)②-2_◎20260323 イクヨ web 面談議事録.docx」をご参照ください。

最後に上記③については、当該打合せ及び視察が行われたことは事実です。当該打合せが実施された日は 2026 年 4 月 3 日、当該視察が実施された日は同月 16 日です。当該打合せの内容については、「2.(1)③_◎20260403 イクヨ面談議事録.docx」をご参照ください。また、当該視察の詳細については、以下のとおりです。

- 参加者は、(i)ムラキ側が柳田氏、北原氏及び[REDACTED]、(ii)イクヨ側が孫氏、小林氏、田嶋氏、渡辺氏、西向氏、東氏、岩瀬氏及び[REDACTED]（[REDACTED]）でした。
- 当該視察では、当社及びイクヨ側の参加者との間で、概要以下の内容の協議が行われました。
 - ① イクヨ社が、当社に対し、当社と取引のある SS にイクヨ社が製造する充電設備を設置する事業を行うことを提案しました。
 - ② イクヨ社が、当社に対し、当社と取引のある SS その他の施設において、当社が電気自動車のメンテナンスサービスを提供する店舗を開拓することを提案しました。
 - ③ イクヨ社が、当社に対し、当社が営業車として電気自動車を 10 台程度導入することを依頼しました。
 - ④ 当社が、イクヨ社に対し、上記③の当社における電気自動車の導入に先行して、当社の川口・東京・横浜の営業所で、試験的に電気自動車を営業車として導入可能であることを回答しました。
 - ⑤ 当社が、イクヨ社に対し、上記④の電気自動車の先行導入に向け、当社の川口・東京・横浜の営業所で、電気自動車の充電設備の設置可否について調査していることを回答しました。
 - ⑥ イクヨ社が、当社に対し [REDACTED] が当社に上記⑤の充電設備の設置に向けた補助金の申請に関する指導を行うことを提案しました。
 - ⑦ イクヨ社が、当社に対し、当社のレンタカー事業で電気自動車をラインナップに追加することを提案しました。
 - ⑧ イクヨ社が、当社に対し、当社の関東物流拠点の視察を実施することを依頼しました。

- (2) イクヨ社が 2026 年 6 月 12 日に開催した 2026 年 3 月期決算説明会において、当社と協業できるように展開している旨発言したとのことですが、その発言内容の詳細についてご認識の範囲でご教示ください。

回答：イクヨ社が公開している 2026 年 3 月期決算説明に関する資料及び動画（<https://www.ikuyo194.co.jp/ir/library/presentation/>）によれば、イクヨ社は、イクヨグループの成長戦略（自動車部品の設計、製造、販売事業を主力事業として強化）の実行体制について説明する文脈で、当社との協業に言及しております。イクヨ社

は、「ラストワンマイル×地域課題解決」に向け、各領域とのアライアンスを積極的に推進する上で、4つの柱を掲げており、当社との協業は、日本市場における差別化ポジションを確立するための施策として位置づけられているとのことです（「2026年3月期決算説明」と題する資料20頁）。イクヨ社の代表取締役である孫峰氏による、決算説明会における当社との協業に関する説明の内容は、以下のとおりです（「2026年3月期 決算説明動画」16:30～16:50）。

我々として、なるべく戦略的にアライアンスできたムラキとの間で、EVのレンタカー、そしてガソリンスタンドの業務拡大の中で協業できるよう展開しております。

- (3) その他当社とイクヨ社グループ（イクヨ社、並びに、日東株式会社、NITTO CAPITAL PTE. LTD.、及びデジタルアセット証券株式会社を含むイクヨ社の国内外の主要な株主又は出資者（直接であるか又は間接であるかを問いません。）、子会社・関連会社、共同保有者・特別関係者を含み、該当する者がファンドの場合には、その各組員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）との間で接触又は折衝があればその日時及び内容についてご教示ください。

回答：

上記で回答した以外に、当社とイクヨ社グループとの間でなされたやり取りとしては、以下の点が挙げられます。

- 当社は、2026年2月4日に開催されたイクヨ社の赤坂本社での面談の際に、イクヨ社による[]の紹介と、電気自動車の試乗を実施しております。なお、同年4月27日には、イクヨ社の関連会社である[]との間で当社新規事業部による試乗及び充電設備に関する打合せを実施することを予定しておりましたが、イクヨ社に対しては、スケジュールが合わないという理由で断りました。
- 当社は、2026年5月15日に、イクヨ社による当社の関東物流センターの視察を実施することを予定しておりましたが、スケジュールが調整できなかったため、当該視察を実施しないことといたしました。
- 当社は、2026年5月14日付で、2026年4月21日付のイクヨ社からの提案内容¹を本定時株主総会の議題として採用しない旨を通知した後、2026年5月15日にイクヨ社から面談の実施に関する要請を受けましたが、当該要請には

¹ 2026年4月21日時点で、イクヨ社が当社の議決権を保有するに至った時点（2026年1月19日）から6ヶ月が経過していなかったため、当社は、イクヨ社からの当該提案をあくまでも当社取締役会への要望事項とし、会社法上の株主提案としては取り扱わないものと整理しました。

応じないこととし、それ以降、当社とイクヨ社との間で面談が実施されたことはございません。

- イクヨ社は、2026年5月28日付で、当社の社外役員（湊取締役、立山監査役及び川口監査役）に対し、「御連絡」と題する書簡を送付しております。内容の詳細については、別途お送りしたファイルをご参照いただければと存じますが、主な内容は以下のとおりです。
 - イクヨ社としては、当社の買収対応方針に規定される買付提案書を提出する予定があること
 - 当社からの要請があり、その必要性が認められる場合には、保有する当社の株式の一部を市場で売却することも考えていること
 - 当社が買収対応方針に基づく対抗措置を発動する場合には、新株予約権の発行差止仮処分等を裁判所に申し立てる予定であること
 - 当社が対抗措置を発動する場合には、対抗措置の発動に賛成した当社の取締役に対して損害賠償請求を行う予定であること
 - イクヨ社としては、本定時株主総会の開催時期が例年よりも早い2026年6月17日に開催されることになったことから、BGC社の提案が会社法303条2項及び305条1項に定める8週間の期間制限が遵守されていないこととなったために、BGC社の提案が却下されたと推測しているが、当該提案が株主総会に諮られることなく却下されることは誠に遺憾であること

3. BGC社とのやり取りについて

- (1) BGC社の2026年5月28日付「回答書」と題する書簡及び2026年6月29日付公表文「Blue Goats Capital、ムラキ株式会社株式に関する当社保有方針の見直しを決定」では、BGC社が当社株式33,100株を追加取得するのに先立って、当社代表取締役社長柳田任俊氏（以下「柳田氏」といいます。）に対し、架電により、当社株式の流動性が乏しく、BGC社が当社株式の譲渡を希望する者から相談を受けており、当社株式の追加取得を検討していること及び当該追加取得が当社に対する敵対的又は濫用的な大量取得を意図するものではないことを伝えたことと記載されておりますが、このような架電の事実の有無、これがある場合には、その日時及び具体的な発言内容についてご教示ください。

回答：

BGC社の代表取締役の青柳和洋氏（以下「青柳氏」といいます。）から柳田氏に対する架電が2026年4月から5月にかけて複数回あったことは事実です。当該架電の日時及び具体的な発言内容については、下記のとおりです。

- 2026年4月21日（又は同月24日）

- 青柳氏から柳田氏に対し、「一部の株主から、BGC 社に対し、当社の株式を買って欲しい旨の打診があったため、BGC 社が当社の株式を買うかもしれない」との発言がありました。
 - その際、青柳氏から「[REDACTED]」が当社の第 68 回定時株主総会で株主提案を行うらしい」との発言もあり、これに対しては、柳田氏から「現時点で、当社には何らの書類も届いていないため、株主提案権の行使期限に間に合わないのではないか」と回答しました。
 - 2026 年 4 月 23 日 17 時 28 分
 - 青柳氏から柳田氏の会社の携帯電話に着信がありましたが、柳田氏が鹿児島へ出張しておりましたので、対応いたしませんでした。
 - 2026 年 4 月 24 日 8 時 55 分
 - 柳田氏が、上記 2026 年 4 月 23 日 17 時 28 分の架電に対する折り返し電話を行ったところ、青柳氏から当社・イクヨ社・BGC 社の 3 社で面談を実施するよう要請がありました。
 - 2026 年 4 月 30 日 12 時 51 分
 - 青柳氏から会社携帯に着信がありましたが、対応しておりません。
 - 2026 年 5 月 18 日 15 時 10 分
 - 青柳氏から会社携帯に着信がありましたが、対応しておりません。
- (2) BGC 社の 2026 年 5 月 24 日付「通知書」と題する書簡では、2026 年 4 月 21 日正午過ぎ頃、青柳和洋氏（以下「青柳氏」といいます。）から柳田氏に対し、架電により、株主提案を提出する意向がある旨伝えたと記載されておりますが、このような架電の事実の有無、これがある場合には、その日時及び具体的な発言内容についてご教示ください。
- 回答：
- 2026 年 4 月 21 日、青柳氏から柳田氏に対して行われた架電において、本定時株主総会について、株主提案を提出する意向がある旨を通知されたことは事実ですが、具体的な提案内容に関する説明はございませんでした。その際、「[REDACTED] よりもイクヨ社の方がまともである」という趣旨の発言もございました。なお、BGC 社から当社に対する株主提案については、2026 年 4 月 23 日の夕方頃の青柳氏から柳田氏宛てのメールで送付されておりましたが、当時、柳田氏は鹿児島へ出張中であつたため、柳田氏が当該提案を確認したのは、同月 24 日の朝でした。また、BGC 社からの株主提案に係る書類が当社に届いたのは、同日の夕方頃でした。
- (3) BGC 社の 2026 年 5 月 24 日付「通知書」と題する書簡によれば、BGC 社は、当社に対し、複数の取引先候補に関する情報提供及び紹介、当社が抱える経営課題に関する専門知識を有する複数の専門家の紹介を含む建設的なエンゲージメントを継続的に行ってきたとのことですが、かかる事実の有無、並びにこれがある場合には

その時期、BGC 社の具体的な提案・情報提供の内容についてご教示ください。

回答：

当社と BGC 社との間で、上記のような提案・情報提供に係るやり取りがなされたことは事実です。その具体的な時期及びやり取りの内容につきましては、以下のとおりです。

- 2025 年 9 月 9 日
 - 当社に[REDACTED]、青柳氏、株式会社 Secual（以下「Secual 社」といいます。）の[REDACTED]の[REDACTED]（以下「[REDACTED]」といいます。）が来社しました。
 - 青柳氏から、以下の指摘及び提案がありました。
 - ◇ 当社は IR・PR 面での発信が不足している。
 - ◇ モビリティ事業の一環として IT を活用したカーセキュリティ商材の取次販売を行うことにより、売上面のみならず PR 面での効果も期待できることから、当社と Secual 社が提携し、Secual 社の商品・サービスを当社が販売してほしい。
 - 当社は、青柳氏の上記提案に関し、「興味があり前向きに検討する」旨を伝えました。
- 2025 年 9 月 24 日
 - 当社と Secual 社との間で、東京都渋谷区の Secual 社の本社において、業務提携に関する面談を実施しました。
 - ①ムラキ側の参加者は、北原氏、[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]、②Secual 社側の参加者は、[REDACTED]及び女性 2 名でした。
 - 当社が Secual 社の商品等を取り扱うことを前提に、Secual 社の商品の説明を受け、販売スキームを確認するとともに、業務提携に係る契約の締結に向け、当該契約書のドラフトを依頼しました。
- 2025 年 10 月 3 日
 - 当社と Secual 社との間で、オンライン会議システムを用いて、業務提携に関する面談を実施しました。
 - ①ムラキ側の参加者は、北原氏、[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]、②Secual 社側の参加者は、[REDACTED]及び女性 2 名でした。
 - この面談では、2025 年 9 月 24 日に議論した販売スキームの再確認を行うとともに、詳細条件に関する詰めの議論を行いました。
- 2025 年 11 月 4 日
 - 当社と Secual 社との間で、東京都渋谷区の Secual 社の本社において、業務提携に関する面談を実施しました。
 - ①当社側の参加者は、北原氏及び[REDACTED]、②Secual 社側の参加者は、[REDACTED]

氏及び女性2名でした。

- この面談は、当社と Secual 社の間の業務提携に係る契約の締結に向け、リーガルチェックを行う過程で認識の齟齬が生じたため、その調整を目的として行われたものでした。
- この面談の結果、契約内容について概ね折り合いが付いたため、契約を締結する準備を進めることとなりました。
- 2025 年 11 月 18 日
 - 当社は、Secual 社との間で、2025 年 11 月 18 日付で、売買基本契約書及び販売委託契約書を締結しました。
 - 売買基本契約書は、当社が Secual 社の商品を購入する際の基本条件を定めるものです。当該契約の詳細は、「3(3)-1_Secual 売買基本契約書.pdf」をご参照ください。
 - 販売委託契約書は、①Secual 社が当社に対して Secual 社が提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）におけるカーセキュリティ機能の販売業務を委託すること（1 条 1 項）、②当社が顧客に販売する本サービスの月額利用料（2 条 3 項）、③Secual 社が当社に対して支払う販売手数料の算出方法（6 条 1 項）等を定めるものです。当該契約の詳細は、「3(3)-2_Secual 販売委託契約書.pdf」をご参照ください。
- 2026 年 1 月 23 日
 - 当社、BGC 社、[REDACTED]（以下「[REDACTED]」といいます。）及び [REDACTED]（以下「[REDACTED]」といいます。）との間で、当社の本社において、面談を実施しました。
 - 各社の参加者は、以下のとおりでした。
 - ✧ 当社：柳田氏、北原氏、加瀬氏
 - ✧ BGC 社：青柳氏
 - ✧ [REDACTED]：[REDACTED]（同社代表取締役）（以下「[REDACTED]」といいます。）
 - ✧ [REDACTED]：[REDACTED]（同社顧問）（以下「[REDACTED]」といいます。）
 - この面談において、青柳氏から、以下の発言がありました。
 - ✧ 当社の 2026 年に実施される定時株主総会において、役員的大幅な入替えが予定されている。
 - ✧ 与党株主を固めるために早く手を打たないと取り返しのつかないことになる。
 - ✧ BGC 社、[REDACTED] 及び [REDACTED] は、イクヨ社に対し、当社とともに対抗したいと考えている。
 - ✧ 当社に対し、以下の事項を提案する。

- [] を当社の役員に選任し、新事業としてリサイクル事業を展開すること。
- 当社がリサイクル事業（廃棄物から再生燃料を製造する事業、バイオマス事業及びグリストラップ事業）を行う企業に出資すること。なお、青柳氏が当社による出資先の企業としていかなる企業を想定していたかは、不明です。
- [] を当社のコンサルタントとして起用する。

◇ 上記の提案事項について、この会議の場で当社としての判断を決めてほしい。

- なお、青柳氏、[] 及び [] が退室する際に、青柳氏に対し、Secual 社との契約締結状況を簡潔に伝えましたが、青柳氏は当該事項に対する関心が薄いような印象を持ちました。

(4) 上記の他、当社と BGC 社グループ又は青柳氏が役員を務め、又は務めていた []、[]、株式会社 Secual、[]、[]、株式会社 Pontely、[]、[]、[]、Senxeed Robotics 株式会社、株式会社 it's House、[]、[]、Trailhead Global Holdings 株式会社、及びコーギア株式会社との間で接触又は折衝があればその日時及び内容についてご教示ください。

回答：

上記で回答した以外に、上記各社との接触又は折衝の事実はありません。

以 上